

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱

平成 21 年 4 月 23 日
全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

1 名称

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間

2 趣旨

企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。

これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。

3 実施機関

中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会

4 実施期間

10 月の 1 か月間

5 実施内容

実施機関が現在 10 月に行っている事業等について、今後、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。

6 主な実施事項例

- (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
- (2) 各地域におけるイベント等の開催
- (3) マスメディアを活用したPRの実施
 - ・ 月間に関する報道発表
 - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等

(4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。

7 全労委による関係機関に対する協力要請

全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に関係する機関に対して協力要請を行う。

要請事項、要請方法等については、別に定めるものとする。

8 月間実施上の留意事項

より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

※ 具体的内容及び現在10月以外に行っている事業等の取扱い等については、各労委の自由に委ねるものとし、強制は行わない。